

第3章 久保特定土地区画整理事業とデーノタメ遺跡の共存の検討について

1 久保特定土地区画整理事業に係る事業計画の見直し

市では、第1章及び第2章で示した、事業の状況を踏まえ、久保特定土地区画整理事業の視点から、当該区画整理事業の早期完結を主眼として、デーノタメ遺跡の遺跡エリアの保存を前提とした事業計画の見直しを令和元年度及び令和2年度の2か年で実施しました。

具体的には、令和元年度においては、今までの事業の経過や過年度の検討資料の整理及び取りまとめ、区画整理事業の早期完結の方策の検討と遺跡エリアを残す場合の最も現実的な方策や事業推進における課題の整理を行い、令和2年度においては、事業費実績の整理とこれからの残事業費の算出や、令和元年度において整理された課題への対処方策の整理を実施しました。

(1) 見直しの視点

事業期間が長期化していること、事業経費が事業計画開始時と比べ上昇していること、地価の下落から保留地処分金が減っていること等の状況を踏まえて、事業期間の短縮、事業経費の縮減及びデーノタメ遺跡との共存の観点から見直しを行いました。また、当該見直しに伴う都市計画道路西仲通線のあり方や区画整理事業における事業経費についても整理を行いました。

(2) 検討の論点

ア 事業期間の短縮及び事業経費の縮減

道路や公園、調整池等の整備費、家屋や工作物の移転補償費など、事業の推進に必要な経費はやむを得ませんが、事業が長期化することで増加する経費があります。年間約5,000万円を人件費や事務所管理費などのいわゆる事務費、年間約1,000万円かけて草刈りをしている事業管理地の管理費、一時土地使用で補償している補償費、事業費に含まれず目に見えにくい固定資産税の免除が行われています。これらは事業期間を短期化することにより確実に改善されます。また、管理地の草刈りや一時土地使用補償などは、事業を加速して無駄な管理地を減らすことにより、その経費を減少させることができます。このように、事業期間が短くなるだけ事務費は減らせることが分かります。

そのためには、デーノタメ遺跡の方向性を早期に決定し、可能な限りの財政投資をして、事業を加速することが重要となります。

イ デーノタメ遺跡との共存

久保特定土地区画整理事業について、現事業計画を実施し、都市計画道路西仲通線を遺跡の範囲を分断するように通した場合には、デーノタメ遺跡の国指定史跡を目指すことが困難になります。

デーノタメ遺跡の国指定史跡を目指し、デーノタメ遺跡を現状保存とした場合は、遺跡エリアの換地計画を見直す必要があり、この見直しの方法には、換地計画を変更し、保留地を活用するなどして遺跡エリアの面積を確保する方法と、遺跡エリアを区画整理事業区域から除外して、換地計画を変更する方法が挙げられます。

市では、まず、換地計画を変更し、保留地を活用するなどして遺跡エリアの面積を確保する検討を行いました。これを実現するためには申し出換地という手法を用いることとなります。しかし、使用収益開始率が31.7%に達している現在、換地の申し出を希望してもできない権利者があり、権利者間に不公平が生じるため、公平性の観点から実施は不相当と判断しました。

このことから、遺跡エリアを区画整理事業区域から除外することを検討することとしました。一部エリアを事業区域から除外することは、区画整理事業の事業期間の短縮と、区画整理事業に係る経費の縮減につながります。

また、除外区域の境界に関しては、境界画定の迅速性から、既存道路を境界とすることが望ましいと判断しました。迅速な境界の確定は事業の短期化に繋がります。

ウ 都市計画道路西仲通線

西仲通線は昭和44年に都市計画決定された上尾市から鴻巣市までを広域に繋げる幹線道路です。上尾市から桶川市と北本市の市境まではほぼ整備が済んでおり、広域的な観点から、北本区間の早期整備が望まれている路線です。

しかし、当該道路は、デーノタメ遺跡の範囲内に計画されていることから、工事が未着手となっている状況にあります。このことから市では、デーノタメ遺跡との共存を踏まえた西仲通線の線形や構造の変更について検討しました。

検討案としては、西仲通線についてデーノタメ遺跡エリアにおける西側迂回案、アンダーパス案、オーバーパス案、東側迂回案の4つが挙げられましたが、そのうち西側迂回案以外の3案は、経済的な負担が大きいことから早い段階で採用は不可能と判断しました。

また、西側迂回案についても、複数の交差点形状から懸念される交通処理能力の低下、近隣市や県との協議、県警協議、南2号線の廃止を伴うものであること、また、都市計画の観点から見た市街地における道路網としての必要性など、検討すべき課題はあるものの、最も実現が見込める案であるとして、この

案を軸に事業計画見直しの検討を進めました。

エ 事業経費

見直し検討において特に重要なのは事業経費の比較です。令和2年度に行った検討業務では、これまでの事業費を正確に把握することから始め、これから必要となる事業費を残事業量から算出し、現在の事業計画をそのまま継続した場合とデーノタメ遺跡エリアを区域除外した場合とで事業経費の比較を行い、更にそれぞれの残事業期間を算出して比較の材料としました。

当初、令和7年度を完了予定としていた事業計画は、そのまま実施した場合で令和33年度の完了見込み、残事業単価補正率^{*}を1.5とした場合、総事業費は96億円となり、区域除外の場合で令和27年度の完了見込み、総事業費は84億円となりました。結果として、区域除外をすることにより総事業費で12億円の削減、事業期間で6年の短縮が可能であることが確認されました。これにより、事業の長期化、事業費の増大、デーノタメ遺跡の現状保存、オオタカの保護と共存、西仲通線の整備促進など、一定の課題が解決し、又は改善することが見込まれます。

しかし、この区域除外案を採用するに当たっては、留意するべき点もあります。例えば、総事業費の内訳を見ると、市の負担額はどちらの案もほぼ同じです。事業期間6年短縮に関しても、事業計画変更にかかる事務手続期間を考慮しておらず、換地や土地利用等の修正設計、地権者交渉、関係機関協議など、変更までの事務手続に時間を要する可能性もあります。特に、換地設計の見直しは区域全体に影響するものであり、地権者全員から理解を得る必要があります。更に、この見直し業務における経済比較においては、事業計画の見直しにかかる測量設計費、除外区域の地区計画策定費、地区計画道路の整備費、デーノタメ遺跡の保存活用にかかる経費などを見込んでいないため、それら全ての経費を含んだ経済比較が必要となります。

注 「残事業単価補正率」とは、残事業の工事単価を設定するに当たり、建設に関わる人件費や原材料費の変動に鑑み、計画当時の工事単価を現在の値に補正する係数です。今回の見直しにおいては、直近8カ年の実績単価は計画時のおよそ1.5倍であることから、補正率を1.5としています。

(3) 見直し結果の概要

ア 令和元年度

- ・事業経費については、今までの3回の計画変更において、道路付け等に係る内容の見直しが行われており、これ以上の縮減が難しい状況であるが、事業区域の除外による事業計画の縮減と事業期間の短縮により、縮減が可能であること。

- ・区域除外の対象区域は、区画整理事業に着手していない区域が適切であり、その区域としては、オオタカの保護やデーノタメ遺跡の存在により事業が進んでいない遺跡エリア付近が現実的であること。
- ・現計画のままデーノタメ遺跡を現状保存する場合、換地の見直しにより遺跡全体を確保するのは難しく、遺跡全体の区域除外が最も現実的であること。
- ・デーノタメ遺跡の現状保存の観点から西仲通線について遺跡の区域を避ける場合、西側迂回ルートを選択することが最も現実的であること。
- ・埼玉県の指導により、区域除外エリアにはまちづくりプラン（地区計画が基本）の作成が必要であること。
- ・住民へ説明するためには以下の２点が必要であること。
 - ① 概略換地設計を行い、増進率^{*}や減歩率^{*}等、権利関係の変化についての検証
 - ② このまま継続した場合と区域除外した場合のそれぞれについて、事業費、事業期間及び将来構想（特に遺跡の利用）の整理

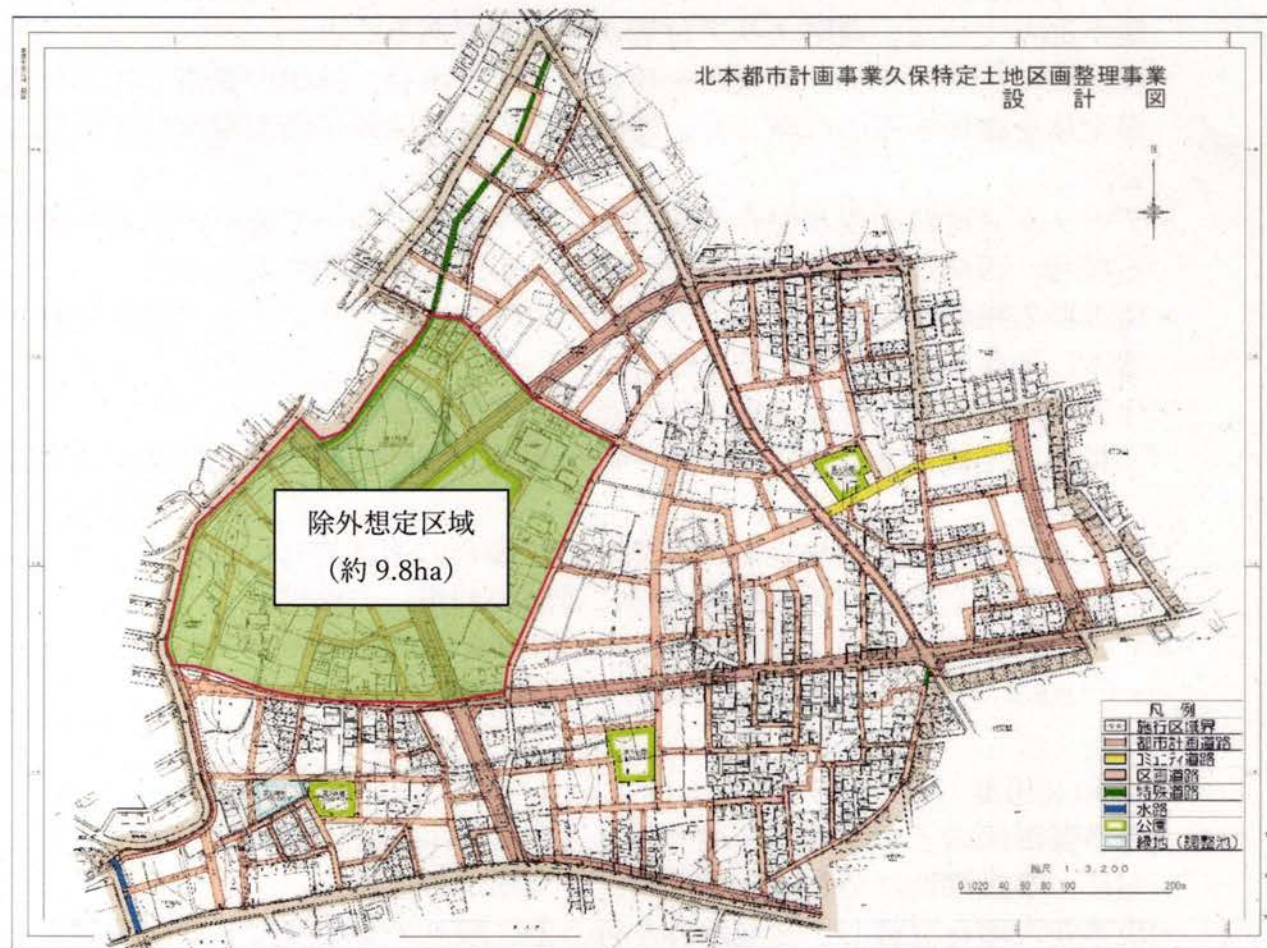
注１ 「増進率」とは、地区内の土地の整理後の平均単価／地区内の土地の整理前の平均単価です。

２ 「減歩率」とは、現在の土地に対して、減少する面積の比率です。

イ 令和２年度

- ・現事業計画のとおり事業を進めると、残りの事業費に９６億円要するとともに、事業期間は令和２年度以降、３２年かかること。
- ・現事業計画を見直し、区域除外を行うと、残りの事業費に８４億円要するとともに、事業期間は令和２年度以降、２６年かかること。
- ・上記２点について、事業計画を見直しても、国庫補助金や保留地処分金の減額が大きいことから、市の負担額はほとんど変わらないこと。（現事業計画における残事業額５９億円、事業計画見直しにおける残事業額５８億円）
- ・区域除外で減歩率は減少する（２６．２５％→２２．２０％）。
- ・住民への説明には、次の事項を整理することが必要であること。
 - ① 区画整理事業だけでなく、遺跡の活用事業や地区計画の事業費を含めた全体的な経済比較
 - ② 変更理由の合理的な説明（長期化・事業費問題、遺跡活用方針と今後の展望）
 - ③ 地権者の土地の今後の取扱いについて、個別に説明できる準備（遺跡エリアの場合、いつ頃、いくらで用地買収するのか等）

参考資料 1 7 区画整理事業区域からの除外を想定した区域



参考資料 18 久保特定土地区画整理事業 事業計画見直し検討結果 概要

1 現事業計画のまま実施した場合と区域除外の場合との比較

ア 残事業単価補正率 = 1.5 の場合

区分		現事業計画	現事業計画のま ま継続 (A)	区域除外 (B)	差額 (B - A)
総事業費 (億円)	区画整理 総事業費	110	143	131	▲ 12
	補助金等	40	42	36	▲ 6
	保留地処分金	22	21	16	▲ 5
	市負担 (一般財源)	48	80	79	▲ 1
残事業費 (億円)	区画整理 総事業費	63	96	84	▲ 12
	補助金等	15	17	11	▲ 6
	保留地処分金	21	20	15	▲ 5
	市負担 (一般財源)	27	59	58	▲ 1
残事業期間 (年)		5	32	26	▲ 6

イ 残事業単価補正率 = 1.3 の場合

区分		現事業計画	現事業計画のま ま継続 (A)	区域除外 (B)	差額 (B - A)
総事業費 (億円)	区画整理 総事業費	110	138	127	▲ 11
	補助金等	40	41	35	▲ 6
	保留地処分金	22	21	16	▲ 5
	市負担 (一般財源)	48	76	76	0
残事業費 (億円)	区画整理 総事業費	63	91	80	▲ 11
	補助金等	15	16	10	▲ 6
	保留地処分金	21	20	15	▲ 5
	市負担 (一般財源)	27	55	55	0
残事業期間 (年)		5	30	25	▲ 5

注 遺跡保存方針の決定によって事業が加速すると、発注工事の規模を大きくすることで諸経費が大幅に削減できることから、残事業単価補正率を 1.3 とした場合についても参考として掲載しました。

2 その他数値比較

区分	現事業計画	現事業計画のま ま継続 (A)	区域除外 (B)	差 (B - A)
地区面積 (ha)	44	44	35	▲ 9
計画人口 (人)	4,400	4,400	3,500	▲900
減歩率 (%)	26.25	26.25	22.20	▲ 4.05

3 事業見直しにおける地価の想定

(単位：円/㎡)

区分	地 価		
	保留地設定価格	地区内平均地価 (全体)	地区内平均地価 (宅地のみ)
現事業計画【H26.3.20 第3回変更】	107,000	75,000	96,000
事業見直しにおける地価	110,000	77,000	99,000

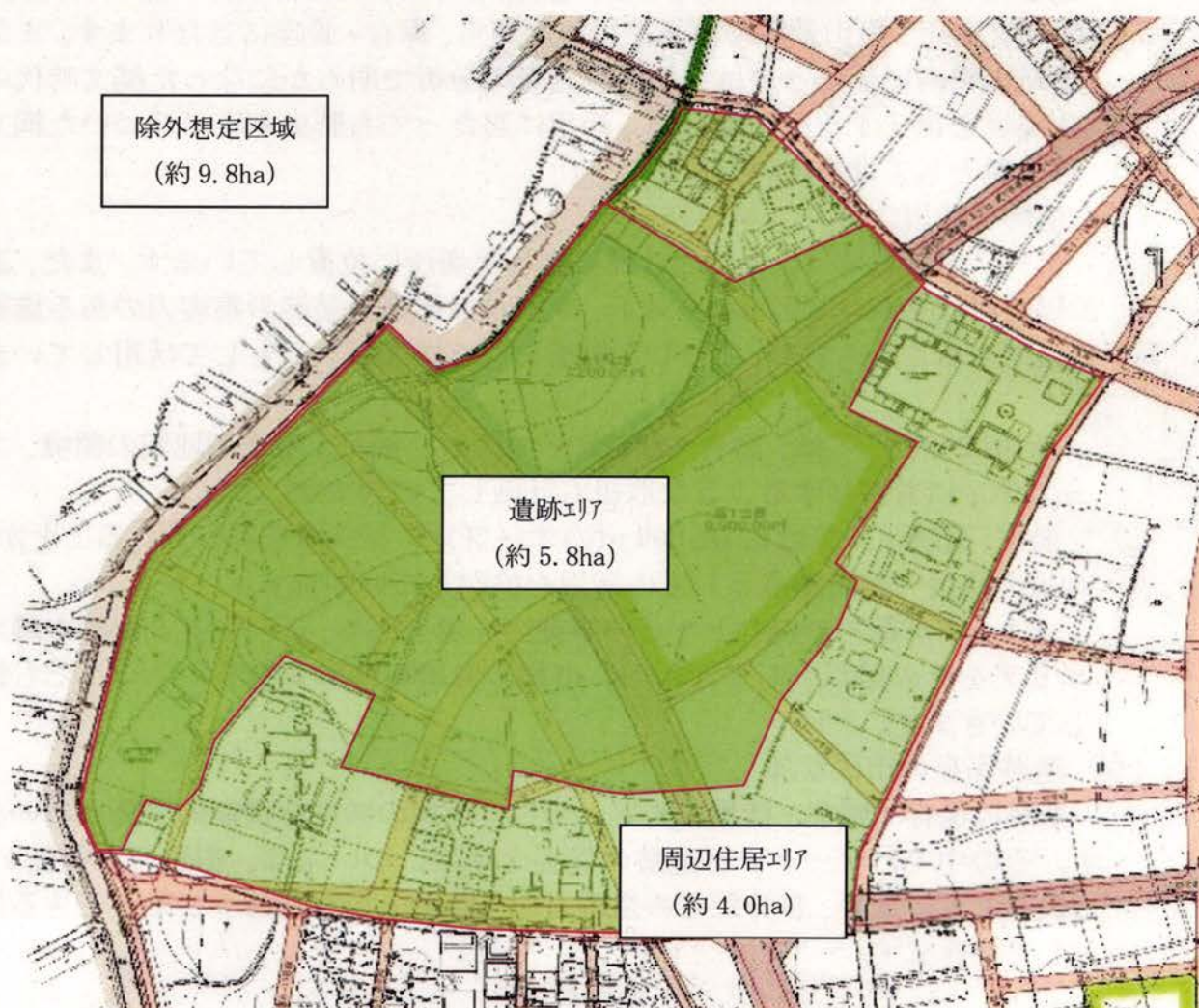
2 区画整理事業区域から除外した区域の整備

1 (3) アで示したとおり、事業計画を見直し、区画整理事業区域からデーノタメ遺跡エリアを含む区域を除外した場合、都市計画道路の見直しや当該区域除外エリアのまちづくりプランの作成が必要です。

今回除外を想定している区域においては、デーノタメ遺跡と共存の観点から、当該遺跡の保存と活用を中心としたまちづくりの計画が基本になると考えます。

このため、地区計画を策定するに当たっては、デーノタメ遺跡を活用した史跡整備エリア（以下「遺跡エリア」という。）とその周辺の住居エリア（以下「周辺住居エリア」という。）に分割し、それぞれのエリアにおいて建築物の用途や壁面の位置、高さ制限などの規制を設け、緩衝帯や地区計画道路を設置するなどが必要となります。

参考資料 1 9 区画整理事業区域から除外した区域



(1) 遺跡エリア

ア 保存の方向性

デーノタメ遺跡は文化財保護法に基づいた国指定史跡として指定を受けることを前提に、保存・整備・活用を図ります。

遺跡の保存エリアについては、平成28年10月12日に文化庁調査官による指定対象範囲についての確認が行われました。

当該指定については、台地上の集落及び現在平場となっている低地部を対象とした約5.5haの指定を目指します。

(ア) 遺跡の保存及び整備

遺跡の保存及び整備については、国指定史跡となった後に、文化財保護法に基づいた保存活用計画を策定し、実施します。

当該遺跡については、遺跡の景観的な特徴を生かすことが有効と考え、現在遺跡エリアの大部分を占める雑木林の景観を、「縄文の森」として植生の整備を行います。具体的には、当該遺跡が縄文時代の原風景を残しているという考えの下、里山景観の復元を行いながら、保存・管理に当たります。また、遺跡の整備に当たっては、発掘調査後の分析で明らかになった縄文時代の植生環境を復元する整備を行い、活用にあっても歴史事実に基づいた縄文体験を軸として進めていきます。

(イ) 遺跡の活用方針

デーノタメ遺跡は、アクセス性に優れた場所に位置しています。また、遺跡の周辺にはグリコピア・イースト、北本自然観察公園等の集客力のある施設を抱えていることもあり、こうした場所を繋ぐ拠点の一つとして活用していきます。

活用にあたっては、教育や観光のみならず、福祉、産業や地域の環境、コミュニティにも寄与するような取組も計画していきます。

特に、遺跡エリアは約10,000㎡のオープンスペースを有していることから、地域の防災・減災拠点としての活用を検討していきます。

また、市が進める森林セラピー事業の一環として、デーノタメ遺跡の雑木林エリアをその拠点として活用し、市民の健康増進に寄与していくことも検討していきます。

(ウ) 遺跡保存の市民参加

遺跡の保存・整備・活用にあたっては、市民の参加を積極的に募っていきます。その中で、デーノタメ遺跡の保存・活用については、市民の声を生かし、市民とともに進め、自分たちの遺跡という認識と誇りを持つことができる取組としていきます。

縄文時代は共生・循環・平和の世界であり、持続可能な循環型の社会であったとされていますが、こうした価値観は現在に通じるものです。デーノタメ遺跡は、本市を象徴するシンボルとして、市民とともに市のまちづくりの方針や活動に貢献のできる資源としていきます。

イ 遺跡エリアの整備に係る経費

遺跡エリアの整備に想定される経費は、次のとおりです。

(単位：千円)

区分	事業費	国庫補助金	その他	一般財源
保存・活用計画策定	5,000	3,750	0	1,250
用地測量	15,000	12,000	0	3,000
不動産鑑定	4,600	3,680	0	920
史跡用地取得	2,750,000	2,200,000	0	550,000
史跡整備	400,000	200,000	0	200,000
史跡管理（施設整備完了まで）	9,000	0	0	9,000
ガイダンス施設用地取得	140,000	0	0	140,000
ガイダンス施設設計・建設	304,000	150,000	0	154,000
合 計	3,627,600	2,569,430	0	1,058,170

注1 上記経費は、施設整備後のガイダンス施設及び史跡の管理運営に係る経費（ランニングコスト）を含んでおりません。なお、当該ランニングコストについては、約2,000万円／年を見込んでいます。

2 史跡用地及びガイダンス施設用地の公有地化に係る用地取得単価は、50,000円/㎡で算出しています。

デーノタメ遺跡が国指定史跡となった場合、その整備については、文化財保護法の規定に基づき認定される保存・活用計画の策定を行い、実施することになります。

史跡整備において想定される経費の中で、優先的に行うことは史跡指定範囲の公有地化事業です。また、公有地化を行うに当たっての準備行為として、不動産鑑定関係経費及び測量経費が必要となります。

遺跡の活用を図るために、その拠点となるガイダンス施設を建設することも想定されます。これについては、土地の取得と建物の建設費を要します。

史跡そのものを整備するために、囲柵、散策路、復元住居、電気、水道等の整備を行うために経費を要します。これと併せて史跡やガイダンス施設にかかる毎年のランニングコストが発生することになります。

なお、こうした遺跡エリアの整備事業については、国庫補助金を活用して実施していきます。

(2) 周辺居住エリア

ア 整備方針

周辺居住エリアは、遺跡エリアを取り囲むことでゆとりや文化を感じることが出来るものとするとともに、周辺のまちづくりと調和した優良な居住地区を形成するために、既存家屋に配慮しつつ、景観や環境を維持するための建築規制や道路計画を盛り込んだ地区計画を策定します。

イ 周辺居住エリアの整備に係る経費

周辺居住エリアの整備に想定される経費は、次のとおりです。

(単位：千円)

区分	事業費	国県補助金	その他	一般財源
地区計画作成	1,500	0	0	1,500
都市計画決定図書作成	1,200	0	0	1,200
現況・路線測量	3,790	0	0	3,790
道路予備設計	3,670	0	0	3,670
道路詳細設計	6,780	0	0	6,780
道路整備費	257,590	0	0	257,590
発掘調査	24,122	156	78	23,888
合 計	298,652	156	78	298,418

周辺居住エリアの整備費については、約3.0億円を見込んでいますが、その主な事業は、遺跡エリアを取り巻く、道路整備となります。

3 その他

(1) 交通量推計について 令和2年度調査の状況

市では、デーノタメ遺跡エリアを区画整理事業区域から除外し、西仲通線を西側に迂回した変更と南2号線を廃止した場合の交通量への影響について、令和2年度に埼玉県に調査を依頼しました。

当該調査において交通量推計による評価を行った結果、設定した道路網への影響は少なく、見直しに問題は無いとの結果が得られました。

参考 交通量推計の概要

- ・ 交通量推計の評価は、設定した断面における混雑度を指標として用います。
- ・ 混雑度は、交通量推計により配分される交通量と、断面内交通容量（断面内に含まれる路線交通容量の和）の比で示されます。
- ・ Step1 評価：見直し後の断面混雑度が 1.25 未満であれば見直し可、1.25 以上であれば見直し不可と判断されます。
- ・ Step2 評価：Step1 評価にて見直し不可となる場合、見直しの有無による道路網への影響度を見直し前後の断面混雑度の比（混雑度推移）で表し、1.1 以下であれば見直し可と判断されます。
- ・ Step1 評価及び Step2 評価のいずれかで見直し可となれば、見直し可能と判断できます。

第4章 現事業計画を実施した場合（デーノタメ遺跡を記録保存とした場合）と現事業計画を見直した場合（デーノタメ遺跡の国指定史跡を目指した場合）の比較検討

1 事業費及び事業期間

（1）現事業計画を実施した場合（デーノタメ遺跡を記録保存とした場合）

久保特定土地区画整理事業を現在の計画で進めた場合、事業完了までに想定される経費は、次のとおりです。

（単位：千円）

事業	事業概要	事業費	国県補助金	財産収入	その他	一般財源	備考
久保特定土地区画整理事業	事業経費	9,600,000	1,700,000	2,000,000	0	5,900,000	令和2年度委託報告書
デーノタメ遺跡発掘調査事業	樹木伐採	45,076	0	0	0	45,076	所管課試算
	試掘調査	9,174	4,587	0	2,293	2,294	所管課試算
	発掘調査	2,016,035	138,933	0	103,494	1,773,608	記録保存 所管課試算
合 計		11,670,285	1,843,520	2,000,000	105,787	7,720,978	

注1 「発掘調査」に係る事業費は、過去の調査成果から検出された遺構の状況等を勘案し、史跡指定範囲（5.5ha）を全面的に調査すると仮定して算出しました。

2 「発掘調査」に係る事業費は、その事業規模から埼玉県埋蔵文化財調査事業団に委託すると仮定して費用を算出しました。

3 「発掘調査」に係る事業費は、調査報告書刊行費用及び遺物の保存処理費用を含んでいます。

久保特定土地区画整理事業の見直しで整理したとおり、区画整理事業の事業経費は96億円となり、一般財源で59億円を要します。また、当該事業経費に含んでいない、デーノタメ遺跡の記録保存のための発掘調査に係る経費が約20億円、一般財源で約18億円と見込んでおり、事業費合計約117億円で、一般財源約77億円を見込んでいます。

また、事業期間としては、区画整理事業については、近年と同程度の事業費の状況が続いたと仮定して、令和元年度から32年後の令和33年度までかかると見込んでいます。デーノタメ遺跡の発掘調査事業については、参考資料9（11頁）で示した、遺跡の範囲を発掘調査し、記録保存とした場合の調査経費を見込んでいます。遺跡の範囲に低湿地箇所を含むため、多額の発掘調査経費を要すると見込んでいます。

(2) 現事業計画を見直した場合（デーノタメ遺跡の国指定史跡を目指した場合）

久保特定土地区画整理事業について、現事業計画を見直し、事業計画区域から遺跡エリアを除外した場合、事業完了までに想定される経費は、次のとおりです。

(単位：千円)

事業		事業概要	事業費	国県補助金	財産収入	その他	一般財源	備考
久保特定土地区画整理事業		事業経費	8,400,000	1,100,000	1,500,000	0	5,800,000	令和2年度 委託報告書
		発掘調査	24,345	0	0	0	24,345	所管課試算 西仲通線部分
		計画変更 手続経費	186,664	0	0	0	186,664	所管課試算
除外 区域	遺跡エリア整備事業	事業経費	3,627,600	2,569,430	0	0	1,058,170	所管課試算
	周辺居住エリア整備 事業	事業経費	298,652	156	0	78	298,418	所管課試算
合計			12,537,261	3,669,586	1,500,000	78	7,367,597	

注 「久保特定土地区画整理事業」の事業費には、都市計画道路西仲通線の西側迂回ルート of 整備に係る経費が含まれています。

久保特定土地区画整理事業の見直しで整理したとおり、区画整理事業の事業経費は84億円となり、一般財源で58億円を要します。また、事業見直しのための計画変更等に係る経費が約2億円（全て一般財源）、区域除外された区域における遺跡エリアの整備に係る事業経費が約36億円（一般財源、約11億円）、周辺居住エリアの整備に係る事業経費が約3億円（ほぼ一般財源）となり、合計約125億円で、市の一般財源約74億円を見込んでいます。

また、事業期間としては、区画整理事業については、近年と同程度の事業費を投入したと仮定して、令和元年度から26年後の令和27年度までかかることが見込まれます。

(3) 事業費及び事業期間の比較

第3章の1久保特定土地区画整理事業に係る事業計画の見直しの結果として、当該事業の推進に当たっては、計画策定当初との社会経済状況の変化から、当初計画よりも多くの事業費を要することが分かりました。

現事業計画について、その内容を変更せず、期間延長のみをした場合は、令和33年度までの事業期間で総事業費約117億円、一般財源として約77億円を

要し、現事業計画を見直した場合は、令和27年度までの事業期間で総事業費約125億円、一般財源は約74億円となる見込みです。

現事業計画を見直した場合は、遺跡エリアの用地を取得するための事業費を要しますが、当該用地の取得においては国庫補助金を活用することができるため、一般財源については現事業計画を実施した場合と比べて約4億円少なくなる見込みです。また、区域の除外により見直しを行うことから、事業面積が減ることによって事業費が減り、それに伴い事業期間が6年短縮されることが見込まれます。

参考資料20 事業経費比較

(単位：千円)

区分	遺跡取扱い	事業費	国庫補助金	財産収入	その他	一般財源	事業期間 用途
現事業計画を実施した場合(A)	記録保存	11,670,285	1,843,520	2,000,000	105,787	7,720,978	令和33年度まで
現事業計画を見直した場合(B)	現状保存 国史跡化目標	12,537,261	3,669,586	1,500,000	78	7,367,597	令和27年度まで
差額等(B-A)		866,976	1,826,066	▲500,000	▲105,709	▲353,381	▲6年

注 「一般財源」は、地方債の起債対象経費を含んでいます。

2 事業を見直す場合の手続スケジュール

事業を見直す場合の土地区画整理事業等及びデーノタメ遺跡の国指定の手続スケジュールは、参考資料21(36頁)のとおりです。

資料編

資料1 要望書等一覧

年度	時期	区分	種別	提出者等	件名等
平成15年度	6月	久保	要望	財団法人 埼玉県生態系保護協会 会長	北本市下石戸下地区に生息が確認されているオオタカ保護対策についての要望
26	3月	久保 文化財	議会 決議	北本市議会	久保特定土地区画整理事業促進のためのデーノタメ遺跡の保存方法の早期決定を求める決議【原案可決】
30	9月	文化財	議会 請願	北本市議会	北本市の貴重な文化遺産である「デーノタメ遺跡」の学術的な見地からの活用について慎重な検討を求める請願【採択】
	1月	文化財	要望	(一社) 日本考古学協会 埋蔵文化財保護対策委員会 委員長	埼玉県北本市デーノタメ遺跡の保存に係る要望について
	2月	久保	議会 請願	北本市議会	北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業の地権者の損害実態等に関する調査を求める請願【趣旨採択】
令和2年度	7月	久保	要望	西二地区 区長	西仲通線の一部と周辺道路の整備を要望します
	3月	都市 計画	議会 決議	北本市議会	都市計画道路西仲通線の整備促進に関する決議【原案可決】

資料2 久保特定土地区画整理事業とデーノタメ遺跡に関する経過

時期	区画整理事業	デーノタメ遺跡	その他	概要
昭和44年	区画整理の検討			・団地の開発に伴い、公団施行の区画整理を検討
	S44~S45	北本町遺跡分布調査		・デーノタメ遺跡の遺跡台帳への登録
昭和46年度	S46.9		公団北本団地の入居開始	・2,097戸、19店舗（※R3.4時点HPより）
昭和53年	区画整理基本構想作成			・西側地区100ha。後に数地区に分けて検討が進む。
昭和58年度	S58.9	久保地区区画整理の仮同意		・組合施行方式の地区内の同意戸数83戸（S59.5時点の地区内戸数131戸）2/3に満たない。
	S59.3	区画整理事業推進準備会発足		・準備会が発足（名称：久保地区評議委員会）
昭和62年度	S62.5.1		新井馨市長就任	
	S63.2	組合施行断念		・組合施行が困難なため、市施行に方針を切り替える。
昭和63年度	S63.前半	遺跡内から縄文土器が発見される		・勝坂Ⅲ式土器が多数発見され、北本市市へ掲載される。
	S63.7	市施行方式の説明会		・説明会開催。平均減歩率約26%
	H1.3.15	埋蔵文化財に関する照会		・教育委員会に対し、区画整理事業予定地内の埋蔵文化財について、所在の有無とその取扱いについて照会
平成元年度	H1.10.22	久保まちづくり委員会設置		・委員会設置。委員30名程度
	H2.2.27		教育委員会から埋蔵文化財に関する回答	・デーノタメ遺跡を含め、事業地内の遺跡の所在が示され、その取扱いとして、現状保存が望ましいこと、やむを得ず土地の現状を変更する場合には記録保存のための発掘調査を実施することが示された。
平成2年度	H2.6	基本構想委託業務		・A調査（基本構想）の委託業務を発注
平成3年度	H3.7	基本構想委託業務		・B調査（基本計画）の委託業務を発注
	H3.10	土地の先行取得		・事業促進用地の先行取得（約4,600㎡）
	H3.12	意向調査実施		・まちづくり構想図（案）の意向調査実施（550世帯）
平成4年度	H4.6	土地の先行取得		・事業促進用地の先行取得（約2,600㎡）
平成5年度	H5.6	基本計画書提出（県）		・基本計画書を市の最終方針と決定し、県へ提出
平成6年度	H6.9.30	基本計画書承認（国）		・基本計画書を建設省へ提出し、建設大臣承認
平成7年度	H7.10	県警・JR・大宮土木協議		・都市計画道路に関する関係機関協議が完了
	H7.11	建設省協議完了		・都市計画道路に関する建設省協議が完了
平成8年度	H8.4.1	土地区画整理促進区域の決定		・促進区域に指定されると、換地計画などで一般の区画整理に比べて有利な措置が講じられる。（義務教育施設用地や公営住宅等用地の確保、共同住宅区や集合農地区の設置など）
	H8.4.5	都市計画決定		・区画整理事業スタート。総事業費107億円
	H9.2.3	事業計画認可		・事業期間H8年度～H17年度（10年）
平成9年度	H9.12.1	区画整理審議会設置		・久保特定土地区画整理審議会委員の決定により設置
平成10年度	H10.4.14	換地設計業務発注		・換地設計業務を発注
	H11.2~3	区画整理地内の道路予定地試掘調査		・遺跡南西部を中心に試掘。約6,200㎡の範囲から縄文時代中期から後期の遺構・遺物が検出された。
平成11年度	H11.5.1		加藤高市長就任	
	H11.7~9	仮換地の個別説明会		・対象権利者630名、通知発送件数605通、説明会出席者484名（80.0%）、欠席者122名（20.0%）
	H11.9.30	仮換地の要望書の受付		・H11.12.1を最終日として、要望書31通（質問書を含む）
平成12年度	H12.6.9	総合基本設計業務		・総合基本設計業務の竣工検査
	H12.8.10	仮換地指定		・1回目の指定（63.70%）
	H12.11~H13.3		第1次発掘調査	・西仲通線予定地の一部を対象に約900㎡の範囲を調査した。その結果、中期住居跡9軒及びコンテナ30箱の遺物が検出された。
	H12.12.14	事業計画（1回変更）認可		・街区確定測量や換地設計を終え、設計の概要を変更。総事業費106億円。補助金や保留地処分金単価も時点修正で減額
	H13.3.16	実施計画の承認		・事業期間H8年度～H22年度（5年延伸して15年） ・補助金の導入（H13年度～21年度）

時期	区画整理事業	デーノタメ遺跡	その他	概要
平成13年度	H13. 4. 1 特別会計の設定			・会計予算が「北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計」となる。
	H13. 5. 10 オオタカの営巣確認		オオタカの営巣確認	・H13. 4. 12土地所有者からの一報に始まり、県みどり自然課により確認
	H13. 6. 6		オオタカの保護要望書	・デーノタメの森から北本の未来を考える会より要望書が提出される。
	H13. 6. 21 仮換地指定			・2回目の指定 (96.94%)
	H13. 10. 29 仮換地指定			・3回目の指定 (99.37%)
平成14年度	H15. 3. 27		オオタカ保護検討委員会	・発足。H17. 3報告が提出される。
平成15年度	H15. 5. 1		石津賢治市長就任	
平成16年度	H17. 3. 14		オオタカ保護検討委員会報告書	・オオタカとの共生に配慮した整備計画案（自然ゾーンとしての公園、調整池のビオトープ化、樹林地・樹林帯など）を要望
平成17年度	H17. 9~11	第2次発掘調査		・西仲通線予定地の一部を対象に約840㎡の範囲を調査した。その結果、中期住居跡13軒、後期1軒の住居跡及びコンテナ70箱の遺物が検出された。
	H17. 12. 22	区画整理地の道路建設予定地の試掘調査		・遺跡の北西枕エリアの約1200㎡を対象に調査が行われ、縄文時代後期を主体とした遺構・遺物が検出された。
平成18年度	H18. 10. 12 オオタカへの配慮			・生態系保護協会との協議の結果、繁殖期（1月～8月）には営巣木から400メートル範囲内では公共工事は行わないことを決めた。
平成19年度	H19. 9~12	第3次発掘調査		・西仲通線予定地の一部を対象に約1,500㎡の範囲を調査した。その結果、中期住居跡2軒の住居跡、中近世期及びコンテナ35箱の遺物が検出された。
	H20. 2~6	第4次発掘調査		・西仲通線予定地の一部を対象に約170㎡の範囲を調査した。その結果、中期及び後期の良好な泥炭層から漆塗土器をはじめ多彩な土製品、有機質遺物などが出土し、全国的に注目された。出土遺物量はコンテナで約120箱
	H20. 2~6 遺跡エリアの整備を保留			・遺跡の保存方針が決まるまで、遺跡エリアの整備を保留。特に、遺跡エリアに流末管の整備を予定している公共下水道（汚水）や、調整池が整備できないために雨水管の整備も停止状態になる。
	H20. 2. 13	埼玉県担当者の発掘調査の視察		・埼玉県文化財保護課担当者来跡（研究者帯同）
平成20年度	H20. 4. 22	文化庁調査官の発掘調査の視察		・文化庁調査官来跡（県職員、研究者帯同）
	H20. 7. 27	埼玉県遺跡報告会		・県・埼玉考古学会による報告会 デーノタメ遺跡第4次調査報告
	H20. 7. 10 オオタカへの配慮を緩和			・県と協議の結果、H15年から営巣が確認されていないこと、事業の大幅な遅れが懸念されることなどから、公共工事の実施可能期間を緩和（9～12月→6～3月）
	H20. 8. 1	区画整理地内遊水池の試掘調査		・遊水池エリアの約7,500㎡を対象に試掘調査を行った。その結果縄文時代中期から後期にかけての良好な泥炭層を確認した。
	H20. 9. 12	9月議会文教常任委員会での報告		・9月議会内において、第4次調査の調査報告を行った。
	H20. 10. 10	県文化財保護課での協議		・開発と遺跡の保存に係る状況説明・協議
	H20. 10. 23	県文化財保護課の現地視察		・遺跡の状況及び出土遺物の視察
	H20. 11. 18	市長説明		・遺跡の評価と価値について状況説明
	H20. 12. 18	文化庁協議（第1回）		・遺跡の評価の確認。今後に向けての情報発信、調査継続の養成を受けた。
	H21. 2. 18	新聞報道		・定例記者会見を受けての新聞報道。朝日・読売・毎日・東京・埼玉
平成21年度	H21. 3. 15	市内遺跡報告会		・文化センター第1・2会議室において、約230人の参加があった。
	H21. 5. 15	県文化財保護課での協議		・遺跡の保存を進めるにあたっての協議
	H21. 8	事業計画の方針決定		・遺跡影響エリアを除いた地域で協議開始
	H21. 8. 18	県文化財保護課での協議		・第4次調査出土遺物の保存処理等の協議
	H21. 9. 9	南側道路予定地の試掘		・約300㎡を対象にした調査で、中期の住居跡を確認した。
	H22. 1~3		遺跡の検討委員会	・久保区画整理事業と遺跡の方向性について検討

時期		区画整理事業	デーノタメ遺跡	その他	概要
平成22年度	H22. 4. 9	実施計画（1回変更）承認			・補助期間の延伸（～25年度）※遺跡エリアの計画が未決のため短い仮延伸
	H22. 4. 16			遺跡の検討委員会報告	・「区画整理と遺跡の共存を目指すことが望ましい」という報告。以降、共存計画について多面的に検討
	H22. 6. 21		県文化財保護課での協議		・区画整理事・遺跡保存検討委員会における協議経過と市長報告に係る協議
	H22. 12. 1	事業計画（2回変更）認可			・遺跡以外のエリアで、可能な限り事業を軽量化（移転戸数や道整備路を減）。総事業費110億円。期間延長に伴う事務費の増大で結局増額。地価の下落により保留地処分金や補助金の用地費が減。後に見直す予定の遺跡エリアの計画は保留のまま。 ・事業期間H8年度～H37年度（15年延伸して30年）
	H22. 12. 21		区画整理道路予定地の試掘		・遺跡東側道路予定部分を約1,070㎡調査した。その結果縄文時代後期の住居跡3件を検出した。
	H23. 3	調整池見直し業務			・遺跡の影響を考慮した調整池の概略検討
	H23. 3. 11			東日本大震災	・震災以降、国庫補助金の交付が減少傾向となる。
平成23年度	H23. 12. 22	仮換地指定			・4回目の指定（100.00%）
	H24. 2. 6	仮換地指定取消し			・反対者1名の指定取消し（93.86%）
平成24年度	H24. 11		後期集落エリア試掘調査		・約5,000㎡の調査により、大規模な集落の遺存を確認した。
平成25年度	H25. 10 ¹		中期集落エリア試掘調査		・約7,400㎡の調査により、大規模な集落の遺存を確認した。
	H25. 12. 15			新駅計画白紙	・住民投票により新駅計画が白紙となる。
	H26. 3. 20	事業計画（3回変更）認可			・資金計画（補助期間）の変更。総事業費110億円※変更なし。地価の下落により保留地処分金や補助金の用地費が減。 ・事業期間H8年度～H37年度（30年）※変更なし
	H26. 3. 20	実施計画（2回変更）承認			・補助期間の延伸（～H37年度）
平成26年度	H26. 6. 21	久保まちづくり委員会解散			・今後の運営（事業の説明等）は市に任せるとして解散
平成27年度	H27. 5. 1			現王園孝昭市長就任	
	H27. 5. 7		文化庁協議(第2回)		・遺跡の評価の再確認、報告書刊行、普及啓発事業実施を強く要請される。史跡指定へ努力してほしいとの要望があった。
	H27. 9. 1	仮換地指定			・H24. 2に指定を取消した権利者の死亡・相続により再指定（100.00%）
	H27. 10. 6		文化庁協議(第3回)		・調査概要報告書の刊行に向けた章立て協議。内容確認調査の実施と普及啓発に係る実施要請を受けた。
	H27. 12	事業見直し課題整理業務			・遺跡を保存した場合の事業への影響と必要な検討内容について整理
	H28. 2 ⁷		内容確認調査		・関東最大級の大環状集落と判明する。長径210m
平成28年度	H28. 4. 25		文化庁協議(第4回)		・内容確認調査の成果報告、概要調査報告協議、総括報告書刊行に向けてのスケジュール確認
	H28. 7. 1		デーノタメ遺跡調査指導委員会設置		・考古学・理化学・自然科学等の有識者による専門委員会(8名)
	H28. 10. 12		文化庁調査官来跡		・史跡指定範囲の確認と決定。市理事との遺跡保存に向けた協議及び懇談
	H29. 2. 17		デーノタメ遺跡調査概要報告書刊行		・第1次～4次発掘調査及びその後の内容確認調査の成果等を概報としてまとめ、遺跡の特徴について広く公開した。
	H29. 2. 25		第1回シンポジウム開催		・「デーノタメ遺跡が拓く縄文の世界Ⅰ」シンポジウム開催。来場者は810人。同時開催の出土品展は開催5日で1,500人来場
	H29. 3	概略換地検討等業務			・遺跡を保存した場合の土地評価、換地設計、権利者への影響、課題を検討
平成29年度	H29. 5. 23		文化庁協議(第5回)		・内容確認調査報告。総括報告書刊行に向けた内容協議、遺跡の外部評価者への依頼、意見具申までのスケジュール確認
	H29. 10 ¹²		後期集落エリアの内容確認調査		・約310㎡の調査範囲から後期の泥炭層が良好に確認された。
	H29. 11. 13		文化庁調査官現地調査		・遺跡の現状調査と市長・副市長への要請と懇談
	H30. 3. 3		第2回シンポジウム開催		・「デーノタメ遺跡が拓く縄文の世界Ⅱ」シンポジウム開催。サブテーマは「縄文の食」。来場者は550人。同時開催の出土品展は開催5日で1,500人来場

時期	区画整理事業	デーノタメ遺跡	その他	概要
平成30年度	H30. 4. 27		オオタカの営巣確認	・生態系保護協会により確認
	H30. 5. 25	オオタカへの配慮を強化		・営巣確認と工事可能な時期、範囲などについて細かく規定
	H30. 6. 21	議会全協へ遺跡との共存に向けた課題の検討報告		・庁内調整会議の結果を受け、国指定史跡として保存した場合と記録保存とした場合の両方についての概算事業費、国指定へのスケジュール案を提示
	H30. 8. 28	文化庁協議(第6回)		・迂回に多額の費用が掛かることを考慮すれば、遺跡内に都計道2本通しても国指定は可能との見解を得る。しかし、遺跡を傷付けないことが条件となっており、現実的には困難と受け止める。
	H30. 11~12	内容確認調査		・台地から続く沖積地エリアを約600㎡の調査。中期集落が東側へ拡大することが確認され、その規模は短径約160mとなった。
	H30. 11. 11	(一社)日本考古学協会内容確認調査視察		・内容確認調査成果について、埋蔵文化財保護対策委員会の委員が10名視察
令和元年度	R1. 5. 1		三宮幸雄市長就任	
	R1. 6. 28	市長の文化庁訪問		・遺跡保存についての協力を要望する。
	R1. 9	デーノタメ遺跡総括報告書		・第1～4次発掘調査及びその後の内容確認調査の成果等を総括した。
	R1. 11~12	内容確認調査		・後期集落直下の沖積地面を約400㎡調査した。その結果濃密な後期遺物の包含層が確認された。
	R1. 11. 19	文化庁協議(第7回)		・総括報告書刊行の報告、遺跡の調査、保存については協議を継続。
	R2. 1~3	事業計画見直し検討業務		・事業計画の見直しに向けた課題を整理
	R2. 1. 10	(一社)日本考古学協会 遺跡保存要望		・(一社)日本考古学協会よりデーノタメ遺跡の保存についての要望書が提出される。
	R2. 1. 27	日本考古学協会へ市長・教育長名で回答		・①遺跡保存と土地区画整理事業の共存に向け方策の早期策定 ②遺跡の北西部に広がる泥炭層の計画的調査 ③遺跡の重要性を発信し、地域づくりに活かすことの検討
	R2. 1. 27	文化財保護審議会へ諮問		・デーノタメ遺跡を将来にわたって保存及び活用を図る必要があると考えることから、基本的な方針について審議会へ諮問
	R2. 2. 13	文化財保護審議会から答申		・デーノタメ遺跡について、国指定を目指すこと、文化庁が示した保存範囲を基本とすることなどについて、答申を受けた。
令和2年度	R2. 6~1	事業計画見直し検討業務		・区域除外案を基本に、残事業費の算出、課題の対処方策を整理
	R3. 3. 31	「みんなで学ぼう！デーノタメ遺跡」刊行		・児童・生徒向けデーノタメ遺跡啓発小冊子
令和3年度	R3. 6. 4~	文化庁主催「発掘された日本列島2021」展へ出土遺物出品		・全国的な展示会である「列島展」へ展示出品。年内まで巡回展